

## 原谷地区まちづくり協議会規約

### (名 称)

第1条 本会は、原谷地区まちづくり協議会（以下「協議会」と称する。）

### (事務局)

第2条 協議会の事務局は、原谷地域生涯学習センターに置く。

### (会 員)

第3条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 原谷地区に居住するすべての地区民。
- (2) 地区内に拠点をもつ団体や企業、事業所。

### (目 的)

第4条 協議会は、掛川市自治基本条例の理念「生涯学習・歴史文化の尊重」および基本原則「情報の共有・参画・協働」に基づき、会員が連携して、今よりさらに住みよい地区を目指したまちづくりを行うことを目的とする。

### (事 業)

第5条 協議会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区内全体で実施することが望ましい事業および地域の課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関すること。
- (2) 地区住民相互の親睦および交流に関すること。
- (3) 地域振興、健康・福祉、教育・文化、環境美化の向上活動に関すること。
- (4) 防犯・防災、交通安全、安心安全なまちづくり活動に関すること。
- (5) 地区まちづくり計画の策定に関すること。
- (6) まちづくりの担い手となる人材育成に関すること。
- (7) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

### (組 織)

第6条 協議会は、総会、理事会および部会をもって構成する。

- 2 協議会に事務局を置く。
- 3 協議会に監事を置く。
- 4 協議会は、必要により顧問、相談役を置くことができる。

### (役員の種別)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- |         |          |
|---------|----------|
| (1) 会長  | 1名       |
| (2) 副会長 | 1名       |
| (3) 理事  | 6名（区長6名） |
| (4) 事務長 | 1名       |
| (5) 会計  | 1名       |
| (6) 部会長 | 6名       |

#### (役員の選出)

第8条 協議会の役員選出は次によるものとする。

2 会長、副会長、事務長、会計、及び部会長は理事会において選出。そのうち会長もしくは副会長の職には、地区区長会から区長代表1名が就くものとし、総会で承認を得る。

3 理事は、地区区長（6名）がその職に就き、総会で承認を得る。

#### (役員の職務)

第9条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、協議会の運営に参加し、会務の執行にあたる。
- (4) 監事は、協議会の会務および会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- (5) 事務長は、協議会の運営および活動に伴う事務を統括する。
- (6) 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿および書類を管理する。
- (7) 部会長は、分野別部会を代表し、部会内の執行にあたる。
- (8) 顧問および相談役は、協議会の運営および地区の諸課題について、会長の諮問に応え、また要請により会議に出席し、助言を行う。

#### (役員の任期)

第10条 協議会の役員任期は、次によるものとする。

- (1) 役員の任期は、1年とする。但し、理事については区長就任期間とする。
- (2) 役員は、再任されることができる。
- (3) 補充によって選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員等の報酬等)

第11条 役員等への報酬については、理事会の議決を受け、総会の承認を得て別に定める「役員報償規定」による額を支給する。

2 相談役および顧問は名誉職とする。

#### (総会の種別)

第12条 総会は、通常総会および臨時総会の二種とする。

#### (総会の構成)

第13条 総会は、理事会の新旧役員等と各部会の新旧代表者をもって構成する。代表者とは、各部会の副部会長、および以下に示す部会専門部の部長および副部長を指す。

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ○総務広報部会（女性部・広報部） | ○地域振興部会（地域活性部）    |
| ○健康・福祉部会（体育部）    | ○教育・文化部会（文化部）     |
| ○安全安心部会（交通安全部）   | ○環境美化部会（部会委員代表3名） |

2 上記第1項の代表者以外の組織団体からも、会長の要請があれば総会に出席する。

#### (総会の開催)

第14条 通常総会は、毎年1回開催し、会長が招集する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、会長が招集する。

- (1) 会長が必要と認めた場合。
- (2) 通常総会構成員の過半数の者から、目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の定足数)

第 15 条 総会は、総会構成員の 3 分の 2 以上の出席（委任状含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第 16 条 総会の議長は、総会構成員の中から選出する。

(総会の議決)

第 17 条 総会の議事は、出席した総会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第 18 条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
- (2) 規約の制定および改廃に関すること。
- (3) 役員の承認に関すること。
- (4) 地区まちづくり計画に関すること。
- (5) その他、協議会に関し必要な事項に関すること。

(総会の公開)

第 19 条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 会員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。

(理事会の構成)

第 20 条 理事会は、会長、副会長、理事、事務長、会計、部会長、及び事務次長をもって構成する。

(理事会の招集と議長)

第 21 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

第 22 条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 総会に付議すべき事項のうち、総会を招集する期間的余裕がなく、特に緊急を要する事項。
- (4) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(事務局の構成)

第 23 条 事務局は、会長、副会長、事務長、会計、事務次長、事務局サポーターで構成し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の運営、理事会への提案事項に関する事項。
- (2) 庁務に関する事項。
- (3) 会計経理に関する事項。

(4) 学習センター建物付帯設備や構築物等の管理、また軽度の保全に関すること。

2 事務次長及び事務局センターは、理事会にて選任および決定する。

#### (部会の構成)

第 24 条 協議会に、次の部会を置く。

- (1) 総務広報部会
- (2) 地域振興部会
- (3) 健康・福祉部会
- (4) 教育・文化部会
- (5) 安全安心部会
- (6) 環境美化部会

2 部会は、地区においてまちづくりを行う団体や地区役員、委員等で構成する。

3 部会には、部会長 1 名のほか部会代表者として、副部会長 2 名、部会専門部に部長 1 名および副部長 2 名を置く。但し、総務広報部会の副部会長は 1 名とする。

なお、副部会長は理事会において選出し、部会専門部の部長、副部長は各専門部において選出する。

4 副部会長および部会専門部の部長、副部長の任期は 1 年とする。但し再任はできるものとする。

5 各部会専門部の任期は 2 年とする。

#### (部会の役割)

第 25 条 部会は、第 4 条の目的を達成する事業の企画、調整および執行を行う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 各部会の事業計画および予算に関すること。
- (2) 各部会の実績報告および決算に関すること。
- (3) 各部会の活動等広報に関すること。
- (4) その他部会運営等に必要な事項に関すること。

#### (原谷地域生涯学習センターの施設管理・運営)

第 26 条 原谷地域生涯学習センターの施設管理・運営についての必要な事項については、別に定める「原谷地域生涯学習センター施設管理・運営規定」による。

#### (経 費)

第 27 条 協議会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 市からの交付金。
- (2) 事業収益金および寄付金。
- (3) 地区民からの負担金。なお負担金額については別途内規に定める。
- (4) その他の収入。

#### (会計年度)

第 28 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

#### (監査)

第 29 条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

## (書類の整理)

第30条 協議会は、次に掲げる書類および帳簿を備え付け、保存する。

(1) 協議会の規約、規定（保存期間：永年）

○原谷地区まちづくり協議会規約

○原谷地区まちづくり協議会役員報償規定

○原谷地域生涯学習センター施設管理・運営規定

(2) 金銭出納簿および関係書類（保存期間：7年）

(3) 総会、理事会および部会集会の記録（保存期間：5年）

(4) その他、必要と認める書類および帳簿（保存期間：5年）

## (委任)

第31条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

## 付 則

- 1 本規約は、平成28年3月6日から施行し、平成28年4月1日より適用する。
- 2 規約第12条に関わらず、協議会の立ち上げ時は、設立総会として開催し、同年の定期総会に置きかえる。
- 3 規約第8条2項および4項に関わらず、協議会立ち上げ初年度についての理事会の役員および部会長・副部会長の選任については、まちづくり準備委員会の会長および副会長が選考にあたり、会長が委嘱する。
- 4 規約第10条(1)に関わらず、協議会立ち上げ初年度についての役員等の任期については単年度とし、翌年度から規約の通りとする。

## 付 則

- 1 本規約は、「原谷地区まちづくり協議会」と「原谷地域生涯学習センター」の組織が統合され、「原谷地区まちづくり協議会」の名称として活動を継続するために、規約の一部改正を行い、平成31年4月21日施行し、平成31年4月1日より適用する。

## 付 則

- 1 平成28年3月 6日 制定
- 2 平成31年4月21日 一部改正